

子ども家庭総合支援センターの状況について

子ども家庭総合支援センターを令和4年4月に開設し、同年7月1日より児童相談所機能を開始してから一年間が経過したところである。子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）と児童相談所の機能を併せ持つ施設としての一年間の実績とともに、その成果や今後の課題について下記のとおり報告する。なお、より詳細な実績（相談受付件数等）は、毎年9月頃（予定）に発行する「事業概要」により公表する。

記

1 子ども家庭総合支援センターの相談受付状況

(1) 内容別相談受付件数

（単位：件／令和4年度速報値）

	4月～6月	7月～3月		合 計		
	支援課	支援課	援助課	支援課	援助課	総計
児童虐待相談	277(289)	71(769)	992	348(1,058)	992	1,340
内 訳	身体的虐待	61(61)	14(196)	240	75(257)	240
	性的虐待	1(3)	1(2)	7	2(5)	7
	ネグレクト	59(48)	35(139)	146	94(187)	146
	心理的虐待	156(177)	21(432)	599	177(609)	599
養護相談(虐待相談除く)	199(63)	545(522)	172	744(585)	172	916
障がい関係相談	10(6)	29(30)	★1328	39(36)	★1328	367
非行相談	3(2)	5(8)	64	8(10)	64	72
育成相談	102(22)	242(163)	45	344(185)	45	389
その他	59(3)	135(126)	93	194(129)	93	287
合 計	650(385)	1,027(1,618)	1,694	1,677(2,003)	1,694	3,371

※養護相談(虐待相談除く)：親の入院等による養育困難等、家庭環境に関する相談

育成相談：育児やしつけ、性格行動といった子どもの育成に関する相談

※ ()内は、令和3年度の子ども家庭支援センターでの受付状況

※ ★1愛の手帳の判定による相談が大半を占める

(2) 相談経路別相談受付件数

（単位：件／令和4年度速報値）

所属(割合%)	都道府県・指定都市・中核市				市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学校等			里 親	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保 育 所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教育委員会						
支援課	93	0	0	0	83	3	138	55	125	21	0	0	0	3	0	0	31	8	161	20	0	652	42	27	215	1,677
	5.5	0.0	0.0	0.0	4.9	0.2	8.2	3.3	7.5	1.3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.8	0.5	9.6	1.2	0.0	38.9	2.5	1.6	12.8	100.0
援助課	71	28	11	1	0	0	0	2	35	9	0	0	0	535	13	0	26	3	104	10	0	401	117	23	305	1,694
	4.2	1.7	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	2.1	0.5	0.0	0.0	0.0	31.6	0.8	0.0	1.5	0.2	6.1	0.6	0.0	23.7	6.9	1.4	18.0	100.0
合 計	164	28	11	1	83	3	138	57	160	30	0	0	0	538	13	0	57	11	265	30	0	1,053	159	50	520	3,371
	4.9	0.8	0.3	0.0	2.5	0.1	4.1	1.7	4.7	0.9	0.0	0.0	0.0	16.0	0.4	0.0	1.7	0.3	7.9	0.9	0.0	31.2	4.7	1.5	15.4	100.0

2 児童虐待相談対応件数(援助課) ※令和4年7月以降

児童虐待相談対応件数とは、令和4年度中に新たに援助課で受け付けた児童虐待に関する相談及び、東京都北児童相談所からの引継時に未対応であった相談について、令和4年度中に対応した件数(国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表している)。

(1) 内容別対応件数

(単位:件/令和4年度速報値)

合計	虐待の種類			
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
998	261	5	581	151

(2) 年齢別対応件数

(単位:件/令和4年度速報値)

合計	乳幼児 (0~2歳)	学齢前 (3~5歳)	小学生 (6~11歳)	中学生 (12~14歳)	高校生 (15~17歳)	18歳以上
998	131	178	367	187	128	7

(3) 対応種類別対応件数 ※太線枠内は行政処分

(単位:件/令和4年度速報値)

合計	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋	又 福 祉 事 務 所 送 致 通 知	指 導 司	設 置 所	里 親 委 託	送 致 所	障 害 児 施 設 等 の 利 用 契 約	そ の 他
998	725	67	16	0	111	72	1	0	0	6

(4) 相談経路別対応件数

(単位:件/令和4年度速報値)

都道府県・指定 都市・中核市				市 町 村				児童福祉施設・ 指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計		
児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保 育 所	児童福祉施設	医療機関・ 指定発達支援	児童家庭支援センター			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会									
46	4	7	0	0	0	0	2	14	0	0	0	0	355	0	0	12	1	64	7	0	40	123	23	300	998		

3 一時保護について

月ごとの新規一時保護児童数

(単位:人/令和4年度速報値)

		引継 ^{※4}	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総 数		14	30	8	17	13	22	12	21	20	11	168
内 訳	板橋区一時保護所 ^{※1}	-	25 (3)	6 (0)	16 (0)	11 (1)	17 (1)	10 (2)	17 (1)	14 (2)	10 (2)	126 (12)
	一時保護委託 ^{※2}	14	5	2	1	2	5	2	4	6	1	42
再 掲	身柄付通告 ^{※3}	-	9	4	10	7	10	6	4	9	8	67

※1 板橋区一時保護所の()内の数値は、他自治体から受託した児童数(外数)

※2 一時保護委託は一時保護所以外に、乳児院や里親、病院等に一時保護の委託をするもの

※3 身柄付通告は、警察が児童相談所による一時保護が必要と判断し、身柄(子ども)とともに通告をするもの

※4 引継は、令和4年6月末時点で東京都北児童相談所が一時保護していて、翌7月1日に北児童相談所から引き継いだ児童数で、引き続き一時保護先の施設(都の一時保護所等)に一時保護委託したもの

4 社会的養護施設等への措置等について

(1) 施設入所・里親等委託児童数

相談・通告があった子どものうち、家庭での養育が困難、或いは不適當であると認めた場合等には、里親への委託や児童養護施設等への入所を行う。

(単位: 件/令和4年度速報値)

総数(令和5年3月末現在)		187
施設等内訳	児童養護施設	137
	乳児院	14
	里親(ファミリーホーム含む)	20
	児童自立支援施設	2
	障がい児施設入所	11
	自立援助ホーム	3

(2) 里親について

① 里親の認定・登録家庭状況 (単位: 家庭/令和4年度速報値)

里親家庭登録数(令和5年3月末現在)		44
内訳	養育家庭	21
	養子縁組里親	20
	専門養育家庭	2
	親族里親	1

※養子縁組里親のうち、2家庭は養育家庭と二重登録している

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している

② 普及・啓発活動

フォスタリング機関と連携しながら普及啓発活動等を行い、里親制度の推進を図っている。

【令和4年度の主な活動】

活動名	実施日	概要
里親説明会	7月から2月まで毎月開催 (計10回) 参加者: 計32家庭 (計44名)	5地区(板橋、常盤台、志村、赤塚、高島平)において、里親に関心のある区民向けに説明会を開催。里親制度についての説明や質疑応答を行った。
養育家庭体験発表会	<第1回>11月4日 参加者: 110名 <第2回>1月28日 参加者: 33名	現役の里親による、里親制度の紹介や体験発表を行った。第1回は区制施行90周年記念事業子育てセミナーと併せて開催。第1回は「ぶどうの木」著者の坂本洋子氏、第2回は区内里親と都内里親が発表。
その他の活動		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎1階や赤塚庁舎でのパネル展示やチラシ配布、PR動画上映 ・里親の絵本「わたしのおうち」作成 ・いたばし区民まつり・しむあず祭りでPRブース出展 ・ダイバーシティフェア出展 ・区公式 Twitter、Facebook 等で記事発信、町内掲示板に周知用ポスター掲示 等

5 要保護児童対策地域協議会について

要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の機能拡充を図るため、令和4年度は集合型の実務者会議に加え、新規の取組として関係機関へ個別訪問するアウトリーチを実施し、3か月に1回の見守り体制を構築した。

① アウトリーチ(関係機関訪問)概要

学校、保育園などの関係機関(329機関)※へ訪問し、各関係機関の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングするとともに、潜在している心配な子どもや家庭の情報をヒアリングし、早期の通告に繋げるなど、早期発見・早期対応による未然防止等を行った。また、関係機関向けに児童虐待防止のための対応をまとめたガイドラインについて周知・啓発し、児童虐待等に気づくためのチェックポイント、初動対応の流れ、通告時のポイント等の共有を行った。

※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

② 要対協 開催実績

会議名		回数	開催月
代表者会議		2回	第1回:6月27日(月) 第2回:2月7日(火)
実務者会議	集合型	前期22回・後期22回 (中学校区ごとで実施)	前期 7月～9月 後期 1月～3月
	アウトリーチ型	各関係機関へ訪問し情報共有 (329機関)	10月～12月 ※令和5年度から4～6月にも実施
個別ケース検討会議		84回	年間通じて実施

6 成果と今後の課題

(1) 相談機能

- 子ども・家庭の状況や相談・通告内容に応じて、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の両側面から支援・介入など、柔軟な対応が可能となったことに加え、重篤な相談・通告ケースについては、一時保護等を迅速に判断し、対応できるようになった。
- 児童福祉法の改正を踏まえ、こども家庭センター設置に向けた検討等、母子保健分野との更なる連携強化を図るとともに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や職員の資質等の向上を図ることで、児童虐待等の未然防止や予防等に取り組んでいく。

(2) 一時保護機能

- 小規模ユニット制による家庭的な生活環境や、最適な支援等について常に職員間の認識を統一することで、様々な事情や背景を抱えた子ども達が、自身の意見を表明しながら、安心・安全に生活を送ることができるなど、安定した一時保護所運営ができています。
- 児童福祉法の改正を踏まえ、より一層の子どもの権利擁護や意見表明権の確保に取り組むとともに、一時保護所のより良いあり方を常に検討し、職員個々のスキルアップを図ることで、今まで以上に安心して子ども達が過ごすことのできる一時保護所を目指していく。

(3) 地域の見守り機能

- 要対協におけるアウトリーチ等により、関係機関のネットワーク強化や児童虐待の早期発見、早期対応、重篤化防止の意識の醸成が着実に進んでいる。
- 児童虐待等の未然防止や予防を行うには、子ども家庭総合支援センターのみの対応には限界があり、要対協を中核として、関係機関との更なる連携・協力に加え、関係機関向けの研修を実施するなど、子どもの権利を守るための地域の見守り機能の強化に取り組んでいく。